

2019年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試A日程 試験問題

公 法 系（憲法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め4枚である。
2. 配点は、50点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、1枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題】

Xは、A県B市に所在し、自社で企画、制作した図書類を自動販売機により販売することを業とするY株式会社の代表取締役である。Xは、Y社の業務に関し、5回にわたり、A県青少年保護育成条例第11条第2項に基づき包括指定された有害図書類を、Y社がB市内に設置した自動販売機に収納した。Xは、本件行為が本条例違反に該当するとして、起訴された。なお、Xの行為が本条例違反に該当することについては争わないものとする。

この事例に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

【資料】 A県青少年保護育成条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念及び県等の責務を明らかにし、並びに県が実施する施策の基本となる事項を定めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 青少年 18歳未満の者をいう。

二～三 （略）

四 図書類 書籍、雑誌、絵画、写真及び映写用フィルム、録音盤、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスクその他の映像又は音声が記録された物をいう。

五 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うものを除く。）をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。

六～九 （略）

(有害興行の指定等)

第10条 知事は、興行の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を有害興行として指定するものとする。

- 一 著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- 二 著しく残忍性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- 三 著しく犯罪又は自殺を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの

2～5 (略)

(有害図書類等の指定等)

第11条 知事は、図書類又はがん具その他これに類する物(以下「がん具等」という。)の内容、形状、構造、機能等が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類又はがん具等を有害図書類又は有害がん具等(以下「有害図書類等」という。)として指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、有害図書類等とする。

- 一 書籍又は雑誌で、特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められる刊行物のうち、当該写真又は絵を掲載する紙面(表紙を含む。)が10ページ以上又は編集紙面の10分の1以上を占めるもの
- 二 映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク又は光磁気ディスクで、特に卑わいな姿態又は性行為の描写の場面が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められるもののうち、当該場面の描写の時間が合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が10以上若しくは総場面数の10分の1以上であるもの
- 三 図書類又はがん具等(以下「図書類等」という。)で、その表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に掲載する特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められるもの

四 (略)

3～4 (略)

(自動販売機等への有害指定図書類等の収納禁止)

第16条 自動販売機等業者は、有害指定図書類等を自動販売機等に収納してはならない。(後略)

2 (略)

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第16条の規定に違反した者

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、第48条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金又は科料の刑を科する。

(注)

①第11条第2項における写真若しくは絵又は描写の場面の内容について、本条例施行規則は、「全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態」、「性交又はこれに類する性行為」と定め、さらに、告示がそれらの具体的内容を指定している。

②自動販売機等業者(第16条第1項)とは、自動販売機又は自動貸出機により図書類その他規則で定めるものを販売し、又は貸し付けることを業とする者をいう。

《公法系問題 以上》

【出題意図】

本問は、青少年の健全育成を目的としてなされた表現の自由に対する規制の合憲性という基本的な論点について問うことで、判例の理解を含めて、基礎的な知識の有無を測ることを目的としていた。